

各 県 立 学 校 長 様

体 育 保 健 課 長

連休中の学校以外の活動における注意喚起について

兵庫県が緊急事態措置実施区域とされて以降の教育活動については、令和3年4月23日付け教体第1109号等の通知により、危機感をもって学校内の感染防止対策に取り組んでいただいているところ
です。

一方で、大型連休期間においては、公式大会及びその準備のための練習に加え、塾やスポーツクラブ、スクール等（以下、「習い事」という）に通う場合に、**行き帰りを含め大人の目の届かない場所**が増え、その場における感染拡大が懸念されます。

ついては、連休中における学校以外の場における感染防止について、改めて、学校のホームページや「Office-Microsoft365」、「Google Workspace」等を活用して、生徒及び保護者に対して注意喚起する
よう願います。

記

○次の感染防止対策を徹底する。

- ・ 習い事の事業者でとられている感染対策を遵守すること
- ・ 習い事であっても本人はもとより、家族に発熱等の風邪症状があったり、PCR検査を受けている
者がいる場合は参加しないこと
- ・ 習い事への行き帰りにあってもマスクの着用を徹底すること
- ・ コンビニでの飲食、会話などは避け、速やかに帰宅すること